

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により
仙台市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、次のいずれかに該当する審査請求は、仙台市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに仙台市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会身体障害者福祉審査部会の議を経てされた処分に係る審査請求
 - (2) 裁決をしようとするときに仙台市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会身体障害者福祉審査部会の議を経て裁決をしようとする審査請求

- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の不交付又は等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項の精神保健指定医をいう。）に指定された者の意見を聴取してされた処分に係る審査請求
 - (2) 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされ、障害年金又は特別障害給付金で認定された等級をもって等級の決定がされた処分に係る審査請求

令和 3 年 8 月 16 日仙台市行政不服審査会決定